

1. はじめに

国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）は、教育者の養成を主たる使命とする大学として、人権教育の推進を大きく位置付けています。

そのため、本学は、求職活動等（※1）において、求職者等（※2）の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することが重要であると考えており、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

本学は、すべての求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境の確保に取り組みます。

求職活動等においてセクシュアルハラスメントを受けたと感じた場合は、独りで悩まずに相談窓口を積極的に利用してください。

本方針は、本学ウェブサイト等を通じて学内外に広く周知します。

（※1）採用面接、就職説明会、インターンシップ、教育実習の受入れその他採用活動に関するものをいう。

（※2）本学の求人に応募する者及び本学附属学校園で実施する教育実習その他の実習等を受ける者をいう。

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの禁止

本学では、求職活動等のすべての場面において、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント（本学教職員による「性的な言動」により、求職者等に不快感や不利益を与える人権侵害行為で、求職者等の求職活動等が阻害されるもの）を許しません。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとなる行為

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとなる行為は以下のような行為を指します。これはあくまで例示であり、これに限らず苦痛や不快を感じる言動は本ハラスメントに該当する場合があります。

- ・少人数の説明会において、本学教職員が求職者等の腰・胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下すること。
- ・本学が実施するインターンシップ（教育実習を含む。以下「インターンシップ等」という。）において、本学教職員が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。
- ・本学が実施するインターンシップ等において、性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示等を行っているため、求職者等が苦痛に感じてインターンシップ等中の活動が手につかないこと。
- ・面接中、面接官を務める本学教職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者等が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下していること。
- ・求職者等が本学教職員に対し訪問を行った際、当該教職員に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- ・インターンシップ等中に本学教職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。

4. 求職活動等に関与する教職員の責務

求職活動等に関与する教職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメントの防止に十分配慮し、公正かつ適切に活動を行うとともに、面談時間及び場所の指定、実施体制、連絡手段などの求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、求職者等に周知します。

なお、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対しては、本学就業規則及び懲戒規程等に基づき、厳正に対処します。

5. 相談への対応

求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談（現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か曖昧な場合も含む）があった場合には、本学に設けているハラスメント相談窓口（総務部人事課福利厚生係）が学内の対応システム等へ繋ぎ、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認し、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行います。

その際、本学が定める人権侵害防止等に関するガイドライン等に準じ、相談者のプライバシーの保護と、二次的被害が起こらないように留意して対応します。

6. 不利益取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力その他セクシュアルハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

7. 再発防止の取組

本学は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの未然防止及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合における再発防止のため、求職活動等に関与する教職員への周知、必要な研修等を実施します。